

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 月 23 日 提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

取立請求のための訴訟を次のとおり提起することについては、地方自治法第180条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 12 月 4 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 当事者

原告 桑名市中央町二丁目37番地

桑名市

代表者 桑名市長 伊藤 徳宇

被告



2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金14万2,000円を支払え。
 - (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月23日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

取立請求のための訴訟を次のとおり提起することについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年12月26日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 当事者

原告 桑名市中央町二丁目37番地

桑名市

代表者 桑名市長 伊藤 徳宇

被告



2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金60万2,000円を支払え。
 - (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。